

## 4月1日より健康福祉課の 配置を一部変更しました

福祉社会への対応と、保健予防や健康対策の充実を図るために、4月1日より役場庁舎の1階健康福祉課の配置を、下表のとおり一部変更しました。



### 【健康福祉課の主な取扱業務と配置場所】

係名	主な業務	配置場所
福祉係	高齢者福祉、介護保険、介護予防 障がい者福祉、更生医療 生活保護、民生委員	役場1階中央 正面自動ドア前 ※上記地図のA
地域包括支援センター	総合相談支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント 介護予防ケアマネジメント	
保健予防係	予防接種、母子保健事業、健康づくり事業（検診・保健相談など）、献血	役場1階 保健センター 事務室
健康対策係	食生活改善、栄養指導、自然食普及センター、みそづくり教室	※上記地図のB



## 妊産婦・乳児（1才未満） 歯科健診・指導相談のご案内

無料

お母さんと赤ちゃんのお口の健康のため、粕屋歯科医師会では、粕屋地区在住または粕屋地区の産婦人科に通院されている妊産婦さんと、1才未満のお子さんを対象とした「歯科健診・指導相談」を行っています。

お母さんのお口のケアは、将来の赤ちゃんのお口の健康に影響を与えます。進行した歯周病にかかっている妊婦さんは、早産や低体重児出産の危険性が7倍にもなると報告されています。

赤ちゃんが生まれてから、むし歯予防のスタートとして重要なのは、周りの大人、特にお母さんのお口のむし歯菌を減らすことです。「歯科健診・指導相談」は無料で受けられますので、ぜひこの機会にご利用ください。

- ▶ **健診料** 3回まで無料  
※治療を行なった場合は有料
- ▶ **実施場所** 協力歯科医院  
(下記ステッカーがある医院)
- ▶ **申込方法** 受診を希望する協力歯科医院へ、電話で申し込み
- ▶ **健診の際に必要なもの**  
母子健康手帳、健診カード、健康保険証
- ▶ **問合せ先**  
一般社団法人 粕屋歯科医師会  
☎712-1764  
健康福祉課  
☎932-1498 (ダイヤルイン)  
☎932-1151 (内線154)



## 税制改正により平成28年度から軽自動車税の税率が変わります

【原動機付自転車、二輪の軽自動車、二輪の小型自動車、小型特殊自動車】

種別	年税額		種別	年税額		
	平成27年度まで	平成28年度から		平成27年度まで	平成28年度から	
原動機付自転車	50cc以下	1,000円	2,000円	二輪の軽自動車 (125cc超 250cc以下)	2,400円	3,600円
	50cc超 90cc以下	1,200円	2,000円	二輪の小型自動車 (250cc超)	4,000円	6,000円
	90cc超 125cc以下	1,600円	2,400円	小型特殊自動車 農耕作業用	1,600円	2,400円
	ミニカー	2,500円	3,700円	その他	4,700円	5,900円

【三輪および四輪以上の軽自動車】

種別	年税額			
	平成27年3月31日以前に新規検査を受けた車両(ア)	平成27年4月1日以降に新規検査を受けた車両(イ)	最初の新規検査から13年を経過した車両(ウ)	
四輪以上乗用	自家用	7,200円	10,800円	12,900円
	営業用	5,500円	6,900円	8,200円
四輪以上貨物	自家用	4,000円	5,000円	6,000円
	営業用	3,000円	3,800円	4,500円
三輪	3,100円	3,900円	4,600円	

- (ア) 最初の新規検査から13年経過するまでは、現行税額のまま変更ありません。  
 (イ) 平成27年度課税から、平成27年4月1日以後に最初の新規検査を受ける車両から新税率が適用されます。  
 (ウ) 平成28年度から環境負荷の小さい自動車の普及を進めるため、4月1日現在で、最初の新規検査から13年を経過した車両について重課税を導入します。ただし、電気自動車や被けん引車などは除きます。  
 (注) 「新規検査」とは、自動車検査証内の「初年度検査年月」の項目に記載されている年月のことです。

### 三輪および四輪以上の軽自動車のグリーン化特例（軽課）が導入されます

平成28年度課税時に、三輪および四輪以上の軽自動車で、排出ガス性能および燃費性能の優れた環境負荷の小さいものについては、グリーン化特例（軽課）が適用されます。

平成27年4月1日から平成28年3月31日までに、最初の新規検査を受けた三輪および四輪以上の軽自動車（新車に限る）で、次の基準を満たす車両について、平成28年度分の軽自動車税に限り、グリーン化特例（軽課）を適用します。

種別	年税額			種別	年税額				
	(エ)	(オ)	(カ)		(工)	(オ)	(カ)		
四輪以上乗用	自家用	2,700円	5,400円	8,100円	四輪以上貨物	自家用	1,300円	2,500円	3,800円
	営業用	1,800円	3,500円	5,200円		営業用	1,000円	1,900円	2,900円
					三輪	1,000円	2,000円	3,000円	

- (エ) 電気自動車、天然ガス軽自動車（平成21年排出ガス10%低減）  
 (オ) 乗用：平成17年排出ガス基準75%低減達成（★★★★）かつ平成32年度燃費基準+20%達成車  
 貨物用：平成17年排出ガス基準75%低減達成（★★★★）かつ平成27年度燃費基準+35%達成車  
 (カ) 乗用：平成17年排出ガス基準75%低減達成（★★★★）かつ平成32年度燃費基準達成車  
 貨物用：平成17年排出ガス基準75%低減達成（★★★★）かつ平成27年度燃費基準+15%達成車  
 ※(オ)、(カ)については、揮発油（ガソリン）を内燃機関の燃料とする軽自動車に限ります。  
 ※各燃費基準の達成状況は、「自動車検査証の備考欄」に記載されています。

### 平成28年度から軽自動車税（自動二輪・原付など含む）の納期を変更します

須恵町では、軽自動車税（自動二輪・原付など含む）の納期を6月30日としていましたが、普通自動車税（県税）の納期が5月末日となっており、混乱をさけるために平成28年度から軽自動車税（自動二輪・原付など含む）の納期を、6月30日から5月末日（末日が土日の場合は、翌月曜日）に変更します。

また、変更に伴い、口座振替日も5月末日に変更となります。

#### ▶ 納税通知書の発送時期について

納期の変更に伴い、納税通知書は平成28年度から5月10日前後に発送予定です。5月下旬になっても納税通知書が届かない場合は、税務課へご連絡ください。

#### ▶ 軽自動車税納税通知書（継続検査用）について

平成27年度課税分の軽自動車税納税通知書（継続検査用）の有効期限は、納期変更に伴い平成28年5月30日（月）までとなっています。

#### ▶ 問合せ先

税務課 賦課係  
 ☎932-1495 (ダイヤルイン)  
 ☎932-1151 (内線131)